令和８年第４回矢掛町議会第２回定例会（第３号）

１．会議招集日時　令和８年６月１０日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
（議事）　午前　９時３０分
（散会）　午前　９時３４分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
１	近　藤　裕　紀	出	２	山　部　美由紀	出
３	昼　田　政　義	出	４	福　田　京　子	出
５	岸　野　榮　治	出	６	原　田　秀　史	出
７	小　塚　郁　夫	出	８	花　川　大　志	出
９	川　上　淳　司	出	１０	田　中　輝　夫	出
１１	土　田　正　雄	出	１２	浅　野　　毅	出

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡　敦	副町長	稲田欽也
教育長	山部英之	企画課長	平井勝志
財政課長	松嶋良治	町民課長	佐藤澄江
税務課長	守屋裕文	健康推進課長	小川公一
こどもみらい課長	楠木貴子	福祉介護課長	片岡　崇
産業観光課長	池田敏之	建設課長	渡邉孝一
上下水道課長	丹下裕之	教育課長	西山弘之
会計管理者	松嶋良治	建設課・教育課参事	黒瀬純一
病院事務長	坪田芳隆	介護老人保健施設事務長	小出優子
総務防災課長代理	立川人士	財政課主幹	小出健司

５．出席した事務局職員

議会事務局長	妹尾一正	書記	髙槻美希

６．議事日程

日程第１　議案第３９号　矢掛町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第４０号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
議案第４１号　矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第４２号　矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第４３号　矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第４４号　令和８年度矢掛町一般会計補正予算（第１号）について

議案第４５号　令和８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開議

○議長（田中輝夫君）　皆さん，おはようございます。昨日の会議に引き続き，御苦労さまです。

本日の出席議員は，12 名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　議案第３９号　矢掛町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第４０号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
議案第４１号　矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第４２号　矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第４３号　矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
議案第４４号　令和８年度矢掛町一般会計補正予算（第１号）について
議案第４５号　令和８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（田中輝夫君）　日程第 1，議案第 39 号から議案第 45 号までを一括議題といたします。

これは，説明が終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 39 号から議案第 45 号までは所管の常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，議案第 39 号，矢掛町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について，議案第 40 号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について，議案第 41 号，矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第 42 号，矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については，総務文教常任委員会へ，議案第 43 号，矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定については，産業福祉常任委員会へ，議案第 44 号，令和 8 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について，議案第 45 号，令和 8 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田中輝夫君）　本日予定しておりました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし，次の本会議は，16 日の火曜日，午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，本日はこれにて散会とし，16 日の火曜日，午前 9 時 30 分から本会議を再開することに決しました。

ここで，お知らせいたします。休会中に，付託案件審査のため各常任委員会が，次の日程で開催されます。11 日の木曜日，産業福祉常任委員会が午前 9 時 30 分から，総務文教常任委員会が午前 10 時 30 分から，どちらも議会全員協議会室で行われます。また，予算決算常任委員会が 12 日の金曜日，午前 9

時30分から，2階第1会議室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは，本日はこれにて散会といたします。皆さん，御苦労様でした。散会。

午前９時３４分　散会